電子申請かんたんガイド（老齢年金請求書）

簡単3ステップで申請完了！

1 **事前準備**

2 **届書の作成**

3 **電子署名の付与**

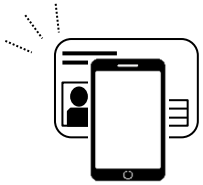

年金の受給開始年齢に到達する3か月前に、日本年金機構から送付する老齢年金請求書（事前送付用）に電子申請のご案内リーフレット「老齢年金請求書のご提出について」が同封されている方は、電子申請が可能です。

事前に準備するもの

スマートフォン
またはパソコン（※）

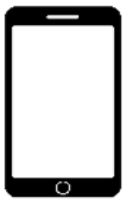

（※）パソコンの場合、マイナンバーカードの読取装置が必要

マイナンバーカード

マイナンバーカードのパスワード（2種類）

① 利用者証明用
電子証明書パスワード
（数字4桁）

1	2	3	4

② 署名用
電子証明書パスワード
（英数字6桁～16桁）

ABC123

マイナアプリ

iPhoneは「App Store」、Android端末は「Google Play」から、「マイナアプリ」をインストール

目次

Ⅰ. 注意事項 2

Ⅱ. 事前準備 3

Ⅲ. 申請画面への進み方 6

Ⅳ. 届書の作成（必要事項の入力） 8

Ⅴ. 電子署名の付与 14

Ⅵ. 提出後の確認方法 15

Ⅰ. 注意事項

電子申請について

- **電子申請により年金請求書を提出した場合、年金請求書（紙）の提出は不要です。**

- **誕生日の前日**以降、**誕生日前日から10か月を経過する日まで**老齢年金の請求手続きができます。
  なお誕生日前々日以前に必要事項の入力および下書きの保存は可能です。（口座番号及びマイナンバー（個人番号）を除く）

- 年金の振込先を公金受取口座以外にする場合や、別居や内縁または年収が850万円以上の配偶者がいる場合等、電子申請ができない場合があります。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

操作について

- ねんきんネット内の届書作成時に、エラーとなる主な原因は以下のとおりです。ご注意ください。

  - ページを開いたまま一定時間経過した場合
  - ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタンにより操作した場合や画面を指でなぞって前画面に戻る場合
  - 別画面でねんきんネットの画面表示を行った場合
  - 届書作成中にマイナポータルまたはねんきんネットのメンテナンス時間となった場合

  「ページを表示できません」と表示された場合、ねんきんネット画面上の「ログアウトして、再度ログイン」ボタンを押し、再度ねんきんネットにログインする必要があります。

ご不明な点等は日本年金機構のホームページをご覧ください

◆ **Q&Aで確認**

よくあるお問い合わせに関するQ&Aを日本年金機構のホームページに掲載しています。
ホームページのトップ画面から年金Q&Aを選択し、「年金Q&A（個人向けオンラインサービス）」からアクセスしてください。

◆ **説明動画で確認**

電子申請の手順・ご利用方法等について、日本年金機構のホームページで説明動画を公開しています。
以下の二次元コードまたはURLから視聴できます。

【二次元コード】

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_seikyu.html

◆ **相談チャットで確認**

よくあるお問い合わせに自動でお答えする「相談チャット」が、24時間いつでも対応しています。
日本年金機構のホームページのトップ画面「ねんきんチャットボット」からご利用ください。

Ⅱ. 事前準備

1. マイナポータルの利用者登録

◆ すでにマイナポータルの利用者登録を完了している方は、
P.4「2. マイナポータルとねんきんネットの連携手続き」へお進みください。

1 マイナポータルトップの ログイン

2 パスワードを入力

マイナンバーカード受け取り時に設定した
パスワード（数字４桁）を入力してください

3 マイナンバーカードの読み取り

スマートフォンの裏面にマイナンバーカードを
かざし、 読み取り開始 をタップしてください

4 登録をはじめる ➡ 画面の案内に従い入力・選択

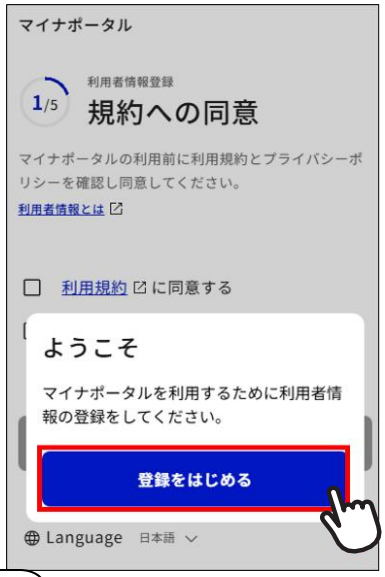

◆ 利用者登録の申込が完了

◆ 利用者登録が完了するまで、約２営業日かかることがあります。登録が完了してから、次の手続きに進んでください。

マイナポータルにログインできない場合など、
マイナポータルの操作に関する詳細は、操作マニュアルをご確認ください。⇒
https://img.myna.go.jp/manual/sitemap.html

※ 画面イメージは令和７年9月時点のものです。実際の画面と異なる場合がありますので、ご了承ください。

2. マイナポータルとねんきんネットの連携手続き

◆ すでにマイナポータルとねんきんネットの連携手続きを完了している方は、
P.5「3.公金受取口座の登録」へお進みください。

1 マイナポータルトップの「年金」

2 「老齢年金の受給」欄の「老齢年金の受け取り開始」

3 「連携に同意する」をチェック ➡ ねんきんネットと連携

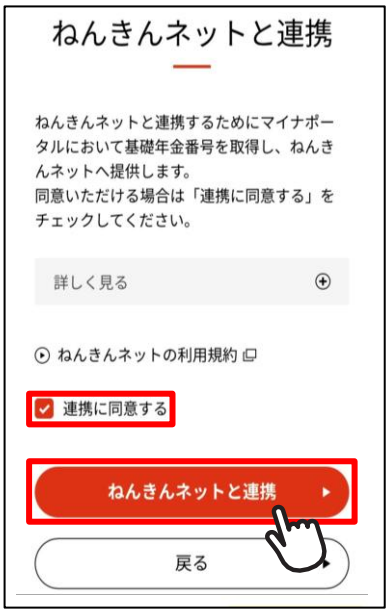

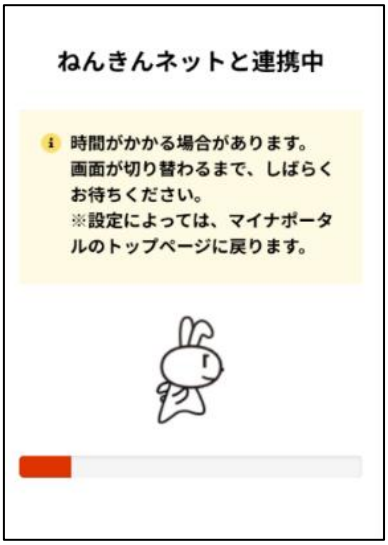

◆ マイナポータルとねんきんネットの連携手続きが完了

◆ 平日の８時から２３時以外の時間帯に連携手続きを行った場合は、翌営業日に連携処理が行われます。
マイナポータルでメール通知の設定を行うと、連携完了時にメールでお知らせが届きます。

◆ 電子申請は、連携完了後に利用できます。

3. 公金受取口座の登録

◆ すでに公金受取口座の登録手続きを完了している方は、P.6「Ⅲ.申請画面への進み方」へお進みください。

1 マイナポータルトップの「公金受取口座」

2 「公金受取口座」ページの 登録をはじめる

3 画面の案内に従い、入力・選択

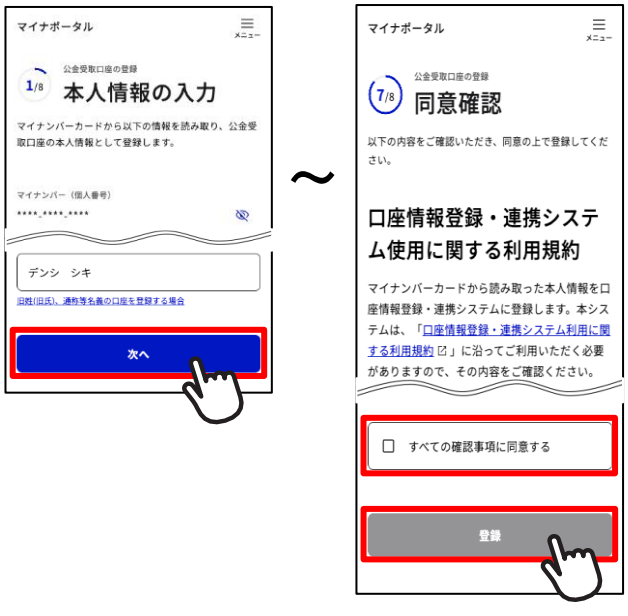

◆ 公金受取口座の登録手続きが完了

◆ 「登録手続き完了」の画面が表示されてから、デジタル庁の審査・登録処理に最長で２週間程度要します。処理が完了すると、マイナポータルの「お知らせ」にメッセージが届きます。

◆ デジタル庁の審査・登録処理の完了後に電子申請を行ってください。

Ⅲ. 申請画面への進み方

請求書の申請画面へは、マイナポータルのトップ画面から進みます。また、マイナポータルにお知らせが届いている方は、お知らせから進むこともできます。

マイナポータルのトップ画面から進む方法

1 マイナポータルトップの「年金」

2 「老齢年金の受給」欄の「老齢年金の受け取り開始」

3 届書を選択 ➡ 届書を作成する

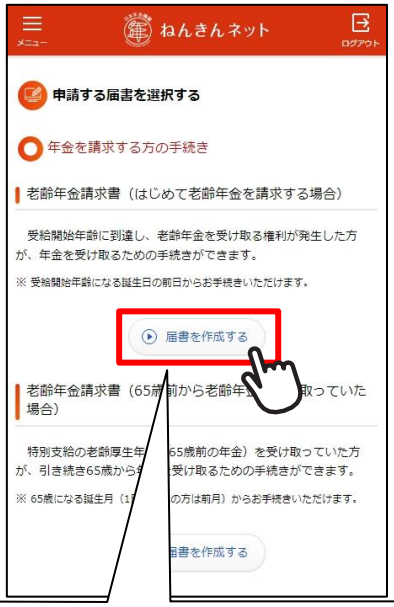

「老齢年金請求書（はじめて老齢年金を請求する場合）」を選択し、届書を作成する をタップしてください

申請画面が表示されます

◆ P.8「Ⅳ. 届書の作成（必要事項の入力）」へお進みください。

マイナポータルに届いたお知らせから進む方法

老齢年金請求書の電子申請の対象となる方のうち、あらかじめマイナポータルを開設している方へ、誕生月の3か月前と前月末に日本年金機構からマイナポータルへお知らせを送付します。

1 マイナポータルトップの「お知らせ」

2 届いたお知らせを選択

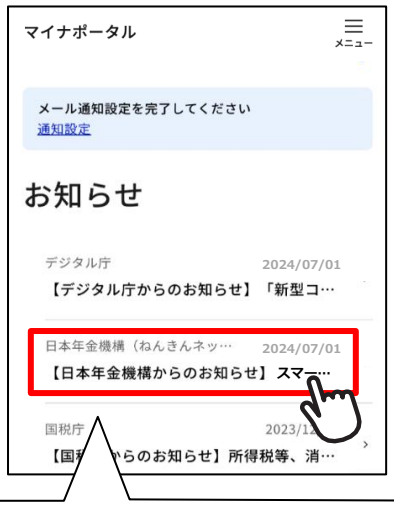

お知らせの一覧から、日本年金機構から送付された老齢年金請求手続きに関するお知らせを選択してください

3 内容を確認 ➡ 申請

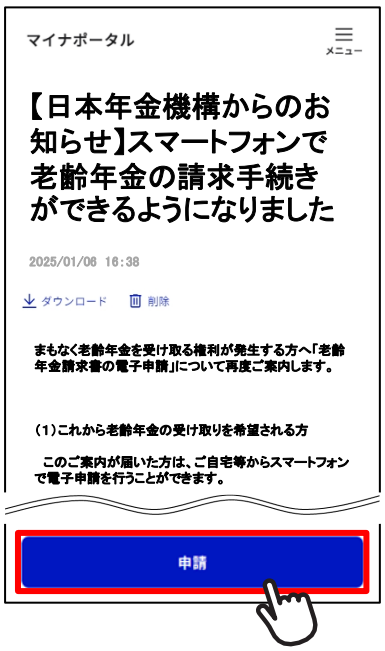

申請画面が表示されます

◆ P.8「Ⅳ. 届書の作成（必要事項の入力）」へお進みください。

Ⅳ. 届書の作成（必要事項の入力）

1 注意事項を確認 ➡ 次へ

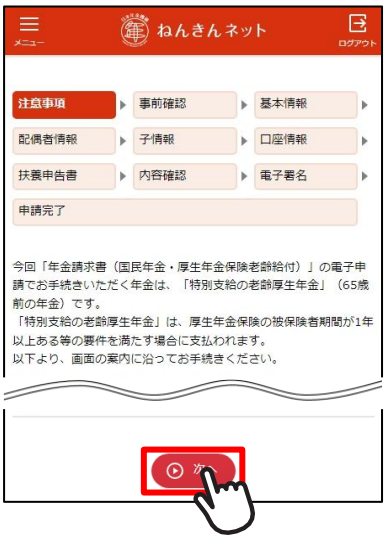

2 事前確認事項に回答 ➡ 次へ

◆ 回答の途中でメッセージが表示された方は、メッセージの案内にしたがってください。

3 基本情報を確認・入力 ➡ 次へ

基本情報を確認してください。修正する場合は、修正したい項目の「修正」ボタンを押し、正しい情報を入力してください

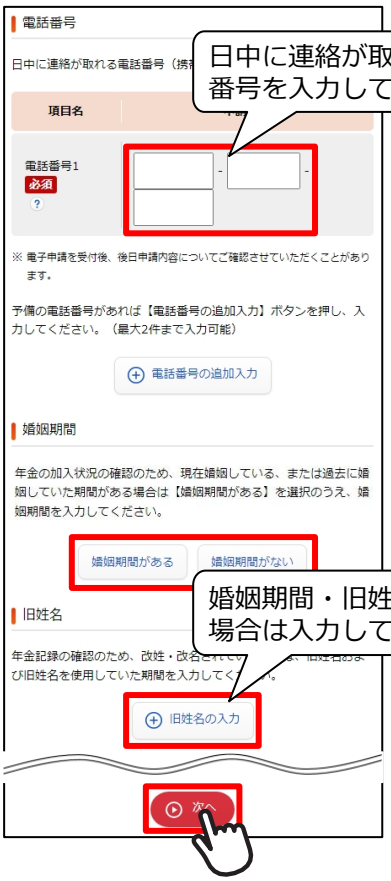

4 配偶者の有無を選択

選択してください	
いる（戸籍上婚姻関係）	⇒ 4-1 へ
いる（内縁関係）	⇒ 電子申請を利用できません（※）
いない	⇒ 次へ をタップ後、5 へ

（※）夫婦関係の確認のための書類が必要となる場合があるため、電子申請を利用できません。紙の請求書でお手続きください。
ご不明な点がございましたら、老齢年金請求者専用フリーダイヤル（0120-08-6001）をご利用ください。

4-1 内容を入力・選択 ➡ 次へ

配偶者の基礎年金番号、氏名等の必要事項を入力してください

選択してください	
同じくしている	⇒ 「世帯状況」について回答
同じくしていない	⇒ 次へ をタップ後、5 へ

「同じくしている」を選択した場合

選択してください	
同一住所（同一世帯）	⇒ 次へ をタップ後、5 へ
同一住所（別世帯）	⇒ 電子申請を利用できません（※）
住所が異なっている	

◆ 配偶者情報欄に請求者本人の情報を入力しないようにご注意ください。
◆ 配偶者情報は、請求者が男性の場合は妻、女性の場合は夫の情報を入力します。

（※）生計維持関係を確認するための書類が必要となる場合があるため、電子申請を利用できません。紙の請求書でお手続きください。
ご不明な点がございましたら、老齢年金請求者専用フリーダイヤル（0120-08-6001）をご利用ください。

5 子の有無を選択

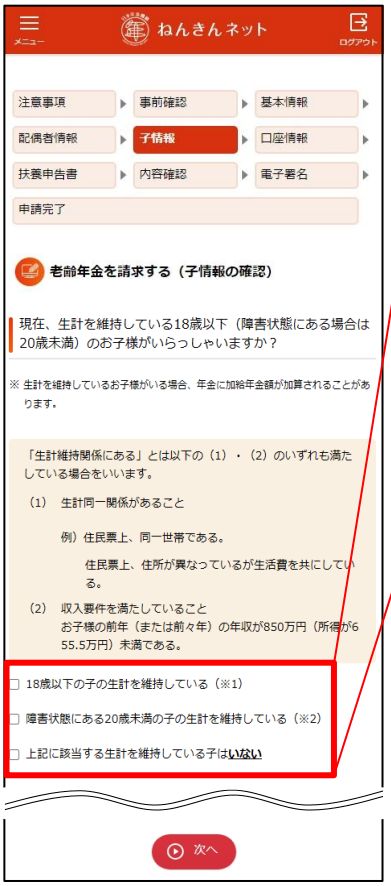

いずれかに☑（チェック）を入れてください

- ☐ **18歳以下の子の生計を維持している** ⇒ 5-1 へ
- ☐ **障害状態にある 20歳未満の子の生計を維持している** ⇒ **電子申請を利用できません（※）**
- ☐ **上記に該当する生計を 維持している子はいない** ⇒ 次へ **をタップ後、6 へ**

（※）子の障害状態を確認するための診断書の提出が必要となる場合があるため、電子申請を利用できません。
紙の請求書でお手続きください。
ご不明な点がございましたら、老齢年金請求者専用フリーダイヤル（0120-08-6001）をご利用ください。

5-1 内容を入力・選択 ➡ 次へ

子のマイナンバー、氏名等の必要事項を入力してください

選択してください

- **同一住所（同一世帯）** ⇒ 次へ **をタップ後、6 へ**
- **同一住所（別世帯）**
- **住所が異なっている**

⇒ **電子申請を利用できません（※）**

（※）生計維持関係を確認するための書類が必要となる場合があるため、電子申請を利用できません。紙の請求書でお手続きください。
ご不明な点がございましたら、老齢年金請求者専用フリーダイヤル（0120-08-6001）をご利用ください。

6 口座情報を選択・入力 ➡ 次へ

マイナポータルに登録されている「公金受取口座」と同一の口座情報を入力してください

◆「公金受取口座」以外の口座で年金の受け取りを希望する場合は、電子申請を利用できません。

◆ 現在登録している公金受取口座を変更する場合は、ログイン後のマイナポータルのトップページにある「公金受取口座」から変更手続きが可能です。
変更手続き完了後に改めて電子申請を行ってください。

---

7 請求の有無を選択 ➡ 次へ

この画面が表示されない方は 8 へ

◆ この画面は年金生活者支援給付金を請求できる方にのみ表示されます。

8 提出の有無を選択

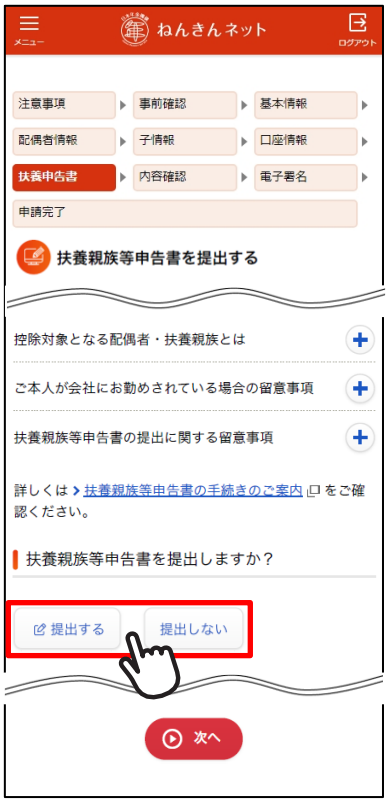

扶養親族等申告書とは

扶養親族等申告書は、受け取る年金額が一定額以上で、年金から源泉徴収される所得税等について各種控除を受ける場合は、提出してください。

※ 詳細は下記検索結果から、日本年金機構のウェブページを選択してご確認ください。

扶養親族等申告書　どうして提出する

選択してください（※）

提出する ⇒ **8-1** へ

提出しない ⇒ 次へ **をタップ後、9** へ

8-1 内容を入力 ➡ 次へ

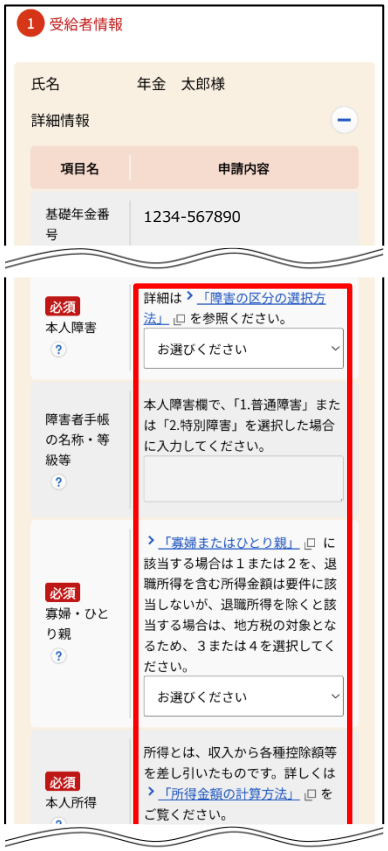

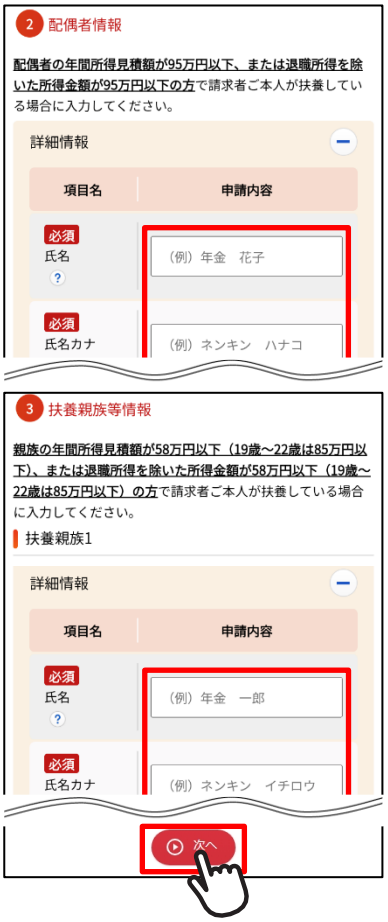

受給者情報
配偶者情報
扶養親族情報　等を入力してください

入力もれにご注意ください

「本人障害」「配偶者障害」「（扶養親族の）障害」欄において、「1.普通障害」または「2.特別障害」を選択した場合、「障害手帳の等級等」欄へ下記項目の入力が必要です。また、入力の際は全角文字で入力してください。

- 身体障害者手帳等の名称（手帳等の名称は正しく入力してください。）
- 障害の程度（等級）
- 身体障害者手帳等の交付年月日

9 申請内容を確認 ➡ 電子署名を付与して申請する

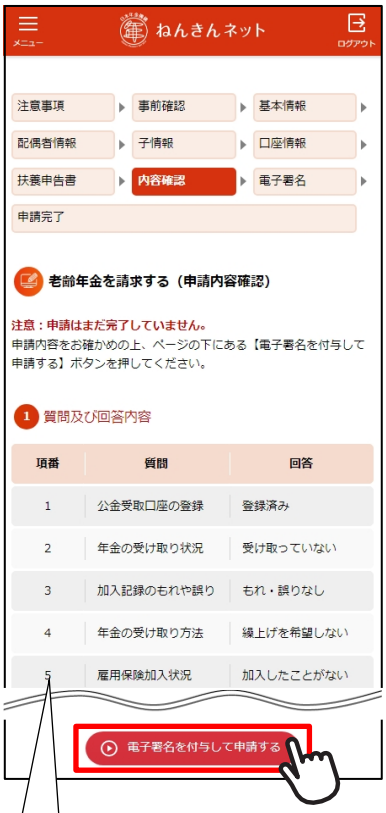

これまで入力した内容が画面に表示されるため、入力内容に誤りがないか確認してください

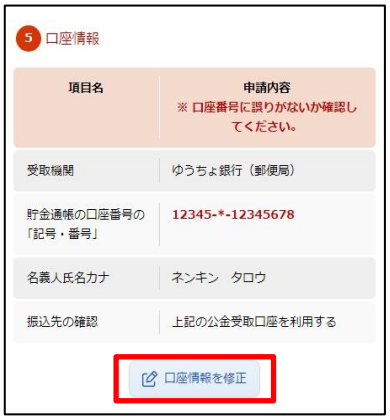

◆ 請求内容を修正する場合は、修正したい項目の「修正」を押すと、入力のページに戻ります。

◆ 内容を修正後、 電子署名を付与して申請する をタップします。

Ⅴ. 電子署名の付与

1 電子署名を付与する をタップ

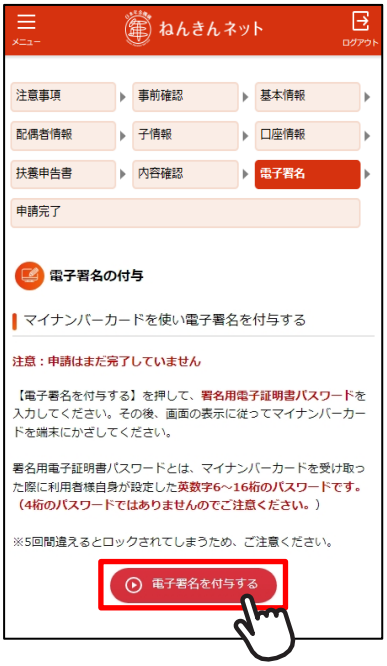

2 パスワードを入力 ➡ 次へ

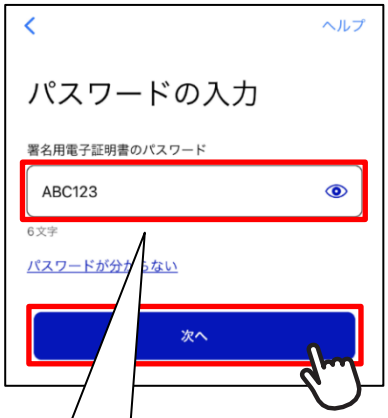

マイナンバーカード受け取り時に設定した署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）を入力してください

3 マイナンバーカードの読み取り

スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざし、**読み取り開始** をタップしてください

申請手続き完了

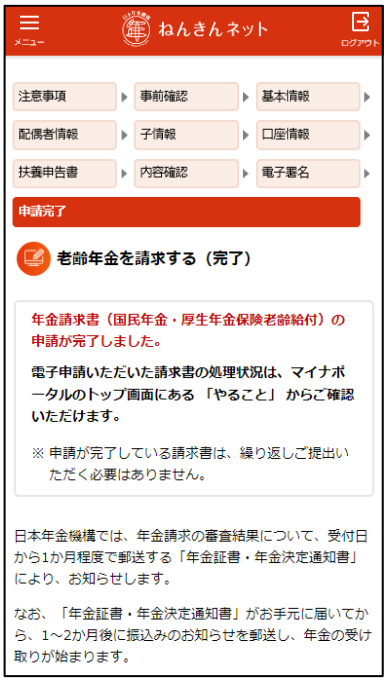

◆「老齢年金を請求する（完了）」の画面が表示されたら申請は完了です。年金請求書の審査結果は、受付日から１か月程度で郵送する「年金証書・年金決定通知書」によりお知らせします。

◆「年金証書・年金決定通知書」がお手元に届いてから、１～２か月後に振り込みのお知らせを郵送し、年金の受け取りが始まります。

Ⅵ. 提出後の確認方法

提出済みの届書の処理状況確認方法

1 マイナポータルトップの「やること」

2 届書を選択する

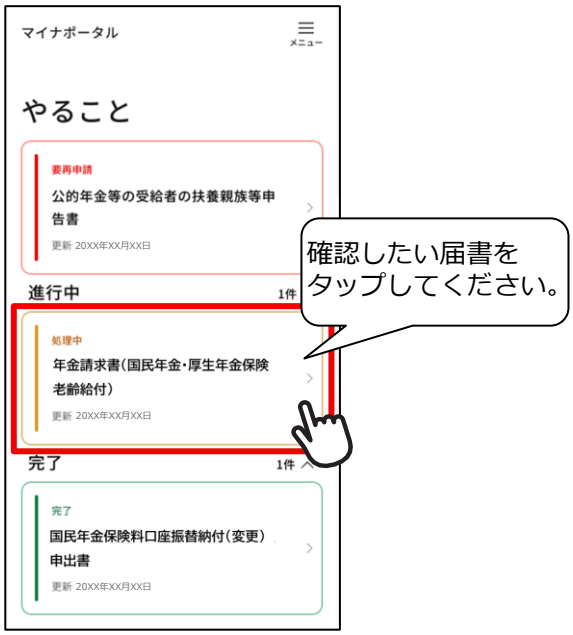

◆「やること」ページに申請した届書が表示されている場合、受付済みです。

◆処理状況が「要再申請」以外の場合、再申請する必要はありません。

3 処理状況の詳細を確認

表示される処理状況とその内容は以下のとおりです。

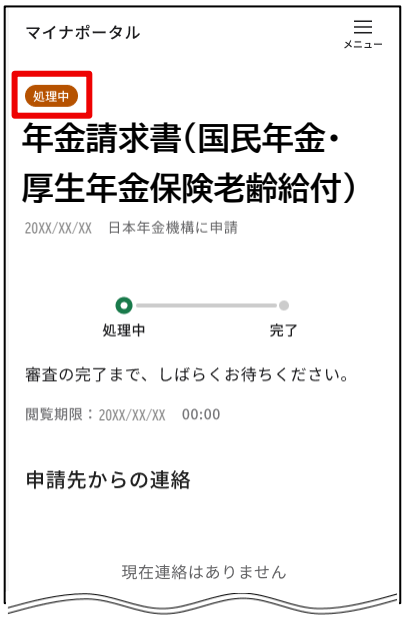

処理中	受付した届書の内容確認等処理を行っているところです。「完了」になるまで概ね２～３週間程度お待ちください。
完了	届書の処理がすべて完了しています。約１～２週間後に「年金証書・年金決定通知書」をお送りします。その１～２カ月後に、年金のお支払いのご案内をお送りし、年金の受け取りが始まります。
要再申請	申請を受け付けましたが、申請に不備があり、再申請が必要です。画面の「再申請」を押すと再申請画面に進むことができます。
差戻し	届書を審査した結果、電子申請でご提出が不要（またはできない）場合に表示されます。主なケースは以下のとおりです。 ・重複した届書の提出がある場合 ⇒再提出は不要です。 ・年金事務所等での手続きや追加書類の提出が必要となる場合 ⇒年金事務所等にてお手続きください。 詳細は、マイナポータルのお知らせに記載していますので内容をご確認のうえ、必要に応じてお手続きください。

電子申請した届書の確認方法の詳細は日本年金機構のホームページでも説明しています。詳しくはこちら ⇒

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kakunin.html

提出済みの届書の内容確認方法

1 マイナポータルトップの「年金」

2 「関連情報」欄の「ねんきんネットTOP」

3 ねんきんネットトップの「届書を電子申請する」

4 「申請する届書を確認する」欄の 確認する

5 照会 ➡ 申請内容の確認

受付済の届書一覧から、内容を確認したい年金請求書を選択し、照会 をタップしてください

申請した内容が表示されます